

## 裁 決 書

審査請求人 ○○○○

○○○○ 様

処分庁 稲沢市病院事業管理者

審査請求人が令和 6 年 6 月 1 4 日に提起した、稲沢市病院事業管理者が令和 6 年 3 月 1 9 日付けで行った一部非公開決定の処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を棄却する。

### 事案の概要

- 1 令和 3 年 3 月 1 1 日、審査請求人は処分庁である稲沢市病院事業管理者（以下「処分庁」という。）に対し、稲沢市行政情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条及び稲沢市行政情報公開規則（以下「規則」という。）第 4 条に基づき、「平成 3 0 年に市民病院で発生した医療事故のうち、手術中の止血ミスなどにより患者が死亡した事案の詳細を記した市民病院、事故調査委員会作成の一切の文書（以下「本件文書」という。）」を公開の対象とする稲沢市行政情報公開請求書を提出し、処分庁はこれを受理した。
- 2 令和 3 年 3 月 2 4 日、処分庁は本件文書については条例第 6 条第 1 項第 1 号「個人に関する行政情報」に該当すること、遺族が情報の公表を希望していないことに反して第三者へ開示することは遺族にとって著しい不利益になると考えられること、また、医療法第 6 条の 1 1 第 1 項に基づく医療事故調査に関して、調査内容を外部に公表することは想定されていないことを理由に非公開決定処分を行った。

- 3 令和3年6月7日、審査請求人は非公開決定を不服とする審査請求（以下「先行審査請求」という。）を審査庁である稲沢市病院事業管理者（以下「審査庁」という。）に対して行った。
- 4 令和6年2月9日、稲沢市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は処分庁の決定は妥当ではなく、一部非公開とすべきとの答申を行った。
- 5 令和6年3月19日、処分庁は審査会からの答申を受け、非公開決定を取り消し、一部非公開とする裁決に基づき、一部非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 6 令和6年6月14日、審査請求人は本件処分を不服とする審査請求（以下「本件審査請求」という。）を審査庁に対して行った。
- 7 令和6年9月30日、審査庁は本件審査請求について、条例第15条の規定に基づき、審査会へ諮問を行った。
- 8 令和7年10月6日、審査庁は審査会より答申書を受領した。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

#### （1）審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、病名・手術内容・術式・死亡年月日・患者性別など事故の状況がわかるように公開することを求めるものである。

#### （2）審査請求の主な理由

- ①重大な医療事故について、近隣自治体病院は患者ら個人を特定せず、手術内容等の情報を請求に基づき公開している。
- ②広く国民の病院選択に資する情報であり、知る権利にも貢献するといった視点に立って極力情報を公開すべきである。
- ③医療事故にあった患者・遺族の氏名・住所などを伏せて、主に事故の具体的内容や再発防止策について公開を求める。

### 2 処分庁の主張

#### （1）弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求めるものである。

## (2) 弁明の主な理由

- ①本審査請求は既に裁決をしたものであり、裁決に対する不服と同意である。
- ②請求のあった文書は条例第6条第1項第1号に規定する個人に関する行政情報に該当するものであり、病歴等は最も他人に知られたくない類のもので、秘匿すべき必要性が極めて高いものである。
- ③医療事故調査委員会において作成された文書を公開することは、医療安全管理業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第1項第4号「実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関との間における審議、検討、調査研究等に関する行政情報であって、公開することにより、当該審議、検討、調査研究等に著しい支障が生ずるおそれのあるもの」に該当するものである。
- ④条例第3条第2項により、通常他人に知られたくない個人に関する行政情報がみだりに公にされないよう最大の配慮をしているものである。

## 理 由

### 1 審査会の判断

令和6年9月30日、審査庁は条例第15条の規定により、本件審査請求について、審査会に諮問し、令和7年10月6日、審査庁は審査会から答申を受けた。

審査会の答申により示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

審査会は、本件審査請求に対し、先行審査請求における答申（令和6年2月9日付け答申）の妥当性及び本件審査請求の妥当性の2点が争点であると判断し、それぞれの争点について検討を行った。

#### (1) 先行審査請求における答申（令和6年2月9日付け答申）の妥当性について

本件審査請求は、先行審査請求が前提であることは明らかであるため、先行審査請求における答申（令和6年2月9日付け答申。以下「前回答申」という。）について検討を行った。

先行審査請求における答申において、審査会は情報公開請求に対して非公開とした決定の一部を取り消し、公開すべきであるとの判断を示した。

そこで、審査会において、前回答申に係る判断の理由を検討した結果、前回答申の「2 遺族関連文書」並びに「3 その他の文書」の「(イ)-b 患者の年齢、性別」、「(イ)-c 身長、体重、身体状態、病名、病歴」、「(ウ)-a 事故発生日時(死亡日)」、「(ウ)

→b 手術日、手術内容、術式、診療科、入院病室」及び「(オ)日付」において非公開決定の根拠としていた稲沢市個人情報保護条例第17条第1項第2号の適用は不適切であり、いずれも条例第6条第1項第1号が根拠条文であることを確認した。

条例第6条第1項第1号は、稲沢市個人情報保護条例第17条第1項（「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」）のように、モザイクアプローチについて定めていない。

しかし、条例にモザイクアプローチに係る定めがないからといって、条例がモザイクアプローチを否定していると判断することは妥当ではないと考える。

すなわち、条例第6条第1項第1号は、非公開情報としての個人に関する行政情報を「特定の個人が識別され、または識別され得るもの」とし、条例第3条第2項が「通常他人に知られたくない個人に関する行政情報がみだりに公にされないよう最大の配慮をするものとする」と定めており、この条例の趣旨に照らせば、「特定の個人が識別され、または識別され得る」情報に「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報」が含まれると解釈することが可能であり、条例はモザイクアプローチを否定していないと判断することが妥当であると考ええる。

この理解に基づき、審査会で検討を行った結果、前回答申が稲沢市個人情報保護条例第17条第1項第2号を根拠として非公開にするべきとした情報については、いずれも条例第6条第1項第1号に該当するため非公開にするべきと判断する。

また、当該情報を非公開にするべきとした前回答申の結論それ自体は妥当であると判断する。

前回答申におけるその他の内容については、条例第6条第1項第1号及び第4号を根拠に非公開にするべきとした前回答申の判断を変更すべき理由は見当たらなかった。

したがって、審査会は、前回答申について、結論において妥当であると判断する。

## （2）本件審査請求の妥当性について

処分庁は、前回答申において、公開するべきであるとされた部分は公開し、非公開が妥当とされた部分は非公開としたものである。審査請求人は本件審査請求において、医療事故の具体的内容、患者の属性（性別・年齢等）等の前回答申で非公開が妥当であるとされた部分について重ねて公開を求めているものであり、特段新たな主張は見られなかった。

審査請求においても、一事不再理の原則が適用されると解され、本件審査請求は先行審査請求と同じ判断対象について再度判断を求めるものであるため、本件審査請求は妥当ではないと判断する。

## 2 審査会の結論

以上のことから、本件処分は妥当である。

### 結 論

審査庁は、以上の審査会の答申を尊重し、同様の理由で本件処分は妥当であると判断する。

よって、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和7年10月30日

審査庁 稲沢市病院事業管理者 山口 竜三

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、稲沢市を被告として（訴訟において稲沢市を代表する者は稲沢市病院事業管理者となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、稲沢市を被告として（訴訟において稲沢市を代表する者は稲沢市病院事業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできません。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。